

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十四年七月三十一日（号外第百六十五号）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第五号に該当するものである旨の通知をした件）
 （原稿誤り）

二四	下	二〇一	終わりから	不溶であるものに限る。）	不溶であり、分子構造中のオキシラン-2-インルメル=メタクリラートの含有率が重量 10%以下であるものに限る。）
二五	上	九	オキシラン	ジオキシラン	

通し番号	旧公示名称	正誤後の公示名称	整理番号
6415	ブター-1, 3-ジエン重合体とアクリロニトリル・オキシラン-2-イルメチル=メタクリレート・メチル=メタクリレート・スチレン共重合体のグラフト重合体(架橋構造)(数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)	ブター-1, 3-ジエン重合体とアクリロニトリル・オキシラン-2-イルメチル=メタクリレート・メチル=メタクリレート・スチレン共重合体のグラフト重合体(架橋構造)(数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であり、分子構造中のオキシラン-2-イルメチル=メタクリレートの含有率が重量10%以下であるものに限る。)	(6)-3034
6417	ベンジル=メタクリレート・ヘキサデカン-1-イル=メタクリレート・イコサン-1-イル=メタクリレート・メタクリル酸・オクタデカン-1-イル=メタクリレート・ナトリウム=メタクリレート・スチレン共重合体と1, 6-オキシラン-2-イル-2, 5-ジオキサヘキサンのエステル化反応生成物(架橋構造)(数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)	ベンジル=メタクリレート・ヘキサデカン-1-イル=メタクリレート・イコサン-1-イル=メタクリレート・メタクリル酸・オクタデカン-1-イル=メタクリレート・ナトリウム=メタクリレート・スチレン共重合体と1, 6-ジオキシラン-2-イル-2, 5-ジオキサヘキサンのエステル化反応生成物(架橋構造)(数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)	(6)-3035